


特集 「廃棄物」

最終処分場放流水等の放射性物質検査を実施しています

平成23年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故で放出された放射性物質の影響については、当研究所が事故発生直後から様々な調査を行っています。

廃棄物焼却炉から発生する焼却灰等には原発事故が原因と思われる放射性物質が含まれている場合があり、焼却灰等を受け入れている2ヶ所の最終処分場について、浸出水（埋め立て地の遮水シート上の保有水を集排水設備で集めた水）、周辺地下水、放流水等の放射性物質の検査をしています。

その検査件数は表のとおりですが、これまでのところ放射性物質は検出されていません。また処分場周辺の空間放射線量も平常値であり、周辺環境に影

響がないことが確認されています。

福島第一原発からの放射性物質の大気中への放出は収まっていますので、廃棄物等に含まれる放射性物質は減少していくと考えられますが、最終処分場の監視は今後も継続していきます。

**表 廃棄物最終処分場放流水等の放射性物質検査件数
(平成25年6月28日現在)**

	浸出水	放流水	周辺 井戸水	その他
H23	16	4	17	0
H24	21	23	24	1
H25	6	6	4	0
合計	43	33	45	1

(中込和徳 kanken-taiki@pref.nagano.lg.jp)

◇◇◇ 廃棄物関係の用語解説 ◇◇◇

最終処分場¹⁾

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

一般廃棄物²⁾

家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

産業廃棄物²⁾

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。

- 1) 環境省『平成25年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』から引用。
- 2) 長野県環境部環境政策課『平成24年版環境白書』から引用。